

地球環境局総務課・地球温暖化対策課

1. 事業の概要

再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的として、平成21年1月、「国際再生可能エネルギー機関（IRENA）」の設立が国際的に合意され、日本は平成21年6月の設立準備委員会において、設立憲章に署名した。平成22年度中には設立憲章が発効し正式に設立する見込みであり、日本は加盟国として分担金の負担を求められる。

温室効果ガス濃度の安定化や低炭素社会への移行に向け、再生可能エネルギーの果たす役割は極めて重要であることから、環境省も日本政府の一員として、分担金の拠出を行い、環境先進国としてこの分野をリードしていく必要がある。

2. 事業計画

- ・加盟国として求められる分担金の負担
- ・IRENAは、環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給などを図りつつ再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー）の導入と持続可能な利用の促進等を目的としており、この目的のため、加盟国の再生可能エネルギー促進政策に関する助言、技術移転・キャパシティビルディング、国際的な基準づくりへの参加等を行うこととしている。

3. 施策の効果

憲章署名国の責務として、その活動を着実にサポートし、世界的な低炭素社会の実現に貢献するとともに、我が国の優れた再生可能エネルギー技術の活用・普及を国際的に促進することにより、我が国の関連産業を一層活性化し、国内における再生可能エネルギーの一層の普及促進に繋げる。

## 背景

- 温室効果ガス濃度の安定化や、低炭素社会への移行が喫緊の課題
- 再生可能エネルギーの開発と世界的な普及促進が急務



運営準備委員会第2回会合(エジプト)

## 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)

- 太陽エネルギー、風力、バイオ、地熱、水力、海洋利用等の再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用促進が目的。
- 再生可能エネルギー促進政策に関する助言、技術移転・能力開発、国際的な基準づくり等。
- 平成21年1月26日、本機関設立の根拠となる「国際再生可能エネルギー機関憲章」を採択。
- 我が国は平成21年6月に同憲章へ署名(2009年7月現在、136ヶ国が署名)。
- 事務局はアブダビ(アラブ首長国連邦)に設置。
- 平成22年に正式に設立の見込み。

## 事業内容

- 加盟国として求められる分担金の負担。

## 施策の効果

- 世界的な低炭素社会の実現に貢献
- 我が国の優れた再生可能エネルギー技術の一層の活用・普及
- 国内関連産業の活性化
- 国内における再生可能エネルギーの一層の普及・促進

